

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

教協第444号

令和元年11月11日

高等学校教科書発行者 各位  
(編集担当部署)

一般社団法人 教科書協会  
検定専門委員会

高等学校教科書における、発行者の管理するウェブページから参照させる情報（以下ウェブ参考情報と称す）の取扱いに関するお願い

平素より当委員会の活動につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、緊急のお願いがございます。

7月末、文部科学省教科書課より、現在発行者が行っている令和2年度用小学校教科書のウェブ参考情報の取扱い（管理や修正など）について、たいへん厳しいご指摘を頂戴いたしました。

当委員会では、ウェブ参考情報は検定対象外であり、原則として発行者の責任において管理されるものであることを確認した上で、ご指摘に対し、制度専門委員会のご協力も仰ぎ、対応について早急に協議を進めてまいりました。その結果、義務教育教科書発行者に対しては、8月6日に開催した説明会にて配付した文書（および同日付で郵送済）にてお示しした取扱いを周知・徹底することで、教科書課のご了承をいただくことができました。

引き続き、高等学校につきましても同様に協議を進め、下記の取扱いを周知・徹底することで10月8日に教科書課のご了承をいただきました。

つきましては、会員発行者の共通理解の下、一丸となって取り組んでま

発行者の管理するウェブページから参照させる情報の取扱いに関するお願い

いりたいと存じます。

各位におかれましては、ウェブ参考情報の掲載の趣旨を今一度ご確認いただきとともに、検定・採択制度の公平性の担保の観点から下記の取扱いの見直しにつきましてご理解、ご協力を賜りたく存じます。あわせて、くれぐれも社内での周知の徹底をお願い申し上げます。

## 記

- ① 原則として、検定申請時までウェブ参考情報を完成させておく。  
「完成」とは、生徒が支障なく安全に学習に活用できる状態をいう。  
\*特に外部サイトにリンクさせる場合は、発行者による万全の管理が求められる。
- ② もし上記①に問題点が発見されたときには、検定決定後、見本提出日までに、その旨を文科省に報告の上、修正する。
- ③ 採択期間中は、ウェブ参考情報の修正は控えること、および修正予定情報の公開も控えることを各社で徹底する。  
\*ただし、すでに使用されている教科書においては、学習上の支障となる恐れのある場合は文部科学省に報告の上、修正することは認められる。

(以上)